

PEFC INTERNATIONAL STANDARD
Requirements for Certification users

PEFC ST 2003:2012

PEFC国際規格

認証利用者のための要求事項

2014年11月17日

第2版

**PEFC国際CoC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に
関する要求事項**



PEFC Council
(PEFC 評議会)

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport
CH-1215 Geneva, Switzerland
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50
E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

著作権のお知らせ

© PEFC Council 2014

この PEFC 文書は PEFC 評議会によって著作権が保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となるこの文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的を以てこれを変更や訂正、再生、複製することは禁止されています。

この文書の唯一の正式文書は英語版です。この文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体による提供が可能です。不明な点は、英語版によって決定されます。

文書名: PEFC国際CoC規格に照らした認証業務を実行する認証機関—要求事項

文書記号: PEFC ST 2003:2012

承認: PEFC 評議会総会

日付: 2012年7月2日

発行日: 2011年7月16日

発効日: 2012年7月16日

編集上の改正後の第2版

文書記号: PEFC ST 2003:2012 第2版

承認: PEFC 理事会

日付: 2012年11月17日

発行日: 2014年12月11日

発効日: 2014年12月11日

5.2.2.1 項に関する移行日: 2015年7月2日

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 目次 | 3 |
| 前書き | 5 |
| 0 序文 | 6 |
| 1 適用範囲 | 7 |
| 2 規準的参考文書 | 7 |
| 3 用語と定義 | 7 |
| 4 一般的な要求事項 | 8 |
| 4.1 法律および契約関連事項 | 8 |
| 4.2 公平性の管理 | 8 |
| 4.3 債務と財務 | 8 |
| 4.4 被差別条件 | 8 |
| 4.5 機密性 | 8 |
| 4.6 公開情報 | 8 |
| 5 構成上の要求事項 | 9 |
| 6 資源に関わる要求事項 | 9 |
| 6.1 認証機関の人員 | 9 |
| 6.1.1 総論 | 9 |
| 6.1.2 認証プロセスに携わる人員の技量の管理 | 12 |
| 6.1.3 人員との契約 | 12 |
| 6.2 評価のための資源 | 12 |
| 7 プロセスに関する要求事項 | 12 |
| 7.1 総論 | 12 |
| 7.2 申請 | 12 |
| 7.3 申請のレビュー | 12 |
| 7.4 評価 | 13 |
| 7.5 レビュー | 13 |
| 7.6 認証の決定 | 14 |
| 7.7 認証書類 | 14 |
| 7.8 認証製品の名簿 | 15 |
| 7.9 サーベイランス | 16 |
| 7.10 認証に影響を及ぼす変更 | 16 |
| 7.11 認証の終了、縮小、一時停止、または解約 | 16 |
| 7.12 記録 | 16 |
| 7.13 苦情と提訴 | 16 |

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 8 | マネジメントシステムに関する要求事 | 16 |
| | 付属書 1 – PEFC 評議会が容認する認定 | 17 |
| | 付属書 2 – 認証機関の PEFC 公示 | 18 |
| | 付属書 3 – マルチサイト CoC 認証 | 19 |
| 0 | 序論 | 19 |
| 1 | マルチサイト顧客組織の適格基準 | 19 |
| 2 | 認証機関の適格基準 | 19 |
| | 2.1 契約書のレビュー | 20 |
| | 2.2 審査 | 20 |
| | 2.3 不適合 | 20 |
| | 2.4 認証書 | 21 |
| 3 | 現場審査のサンプリング | 21 |
| | 3.1 方法論 | 21 |
| | 3.2 サンプルのサイズ | 22 |
| | 3.3 審査時間 | 23 |
| | 3.4 追加サイト | 23 |

前書き

この文書の本文は、PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes) および国際認定フォーラム・インク (IAF) によって作成され、2012 年 7 月 2 日の PEFC 評議会総会および 2012 年 2 月 8 日に IAF によって承認された。この文書の要求事項は、2013 年 7 月 2 日現在 (採択後 1 年) において PEFC ST 2002 「林産品の CoC – 要求事項」に照らした CoC 認証を実行するすべての認証機関に対して有効となる。ただし、2014 年 7 月 2 日 (採択後 2 年) に有効となる 5.2.2 項の要求事項を除く。

本規格の第 2 版は、編集上の改変の必要性を考慮して 2014 年に発行された。改変の主な部分は、ISO/IEC ガイド 65 が ISO/IEC17065 によって代替されたことの反映であり、第 2 版は原版に含まれる PEFC 独自の要求事項に関する変更を伴わない新しく構成となった。

PEFC 評議会は、各国森林認証制度の相互承認を提供し、国際 CoC 規格 (PEFC ST 2002:) および PEFC ロゴ使用規則 (PEFC ST 2001) を定める。PEFC 評議会は、CoC 認証が、IAF の製品認証のための 国際相互承認協定 (MLA) に調印している認定機関による認定を受けた認証機関によって実行されることを要求する。

認定は、認定を受けた認証機関による業務遂行の力量を確実にし、これによって業務や顧客のリスクを削減する。IAF に加盟する認定機関は、最高水準にて業務を実行し、自らが認定する認証機関に対し国際規格およびそれらの規格を適切に適用するための IAF ガイダンスを順守することを求めなければならない。

IAF 加盟メンバーによって与えられる認定は、各々のメンバーが行う認定プログラム間の同等性を確保するため、定例ピア評価 (regular peer evaluation) に基づいて下される。これにより世界の一地域において認定された適合評価認証書を有する企業は、世界のどの地域においても認められる認証書を保有することになる。

0 序文

0.1 PEFC 評議会は、CoC 認証を業務として実行する認証機関が、ISO/IEC17065、PEFC 文書、およびこの文書が特定する ISO19011:2011 の関連規定に含まれる要求事項を順守することを求める。

0.2 ISO/IEC17065 は、製品、サービス、プロセスなどの認証業務を実行する組織のための基準を定める国際規格である。CoC とは、調達された原材料の由来に関する入力情報を、販売・譲渡される製品の由来に関する出力情報へと変換する一連の相互作用、相互関連行為であり、その認証である CoC 認証は、プロセス認証であると考えられる。CoC に関する要求事項は PEFC テクニカル文書の PEFC ST 2002 : において、また、PEFC ロゴ使用規則は PEFC ST 2001 において解説される。

0.3 この文書において使用される「しなければならない (shall) 」は、ISO/IEC17065 の要求事項および PEFC-CoC 認証が特定する要求事項が示す規定が必須であることを示す。「すべきである (should) 」の用語は、必須ではないとしても、要求事項を持たすための認められた手段として IAF および PEFC 評議会が提供する指標である。

0.4 この文書は、ISO/IEC17065、および、ISO19011:2011 の本文を含まない。これらは、ISO、各国の規格制度、および IAF から入手可能である。

1 適用範囲

この文書は、PEFC 文書 PEFC ST 2002:に照らした CoC 認証業務を営む認証機関に対する当認証制度独自の追加的な要求事項を提供する。

2 規準的参考文書

日付のある参考文書については言及された版のみが適用される。日付のないものについては、その参考文書の最新版が適用される（修正分を含む）。

ISO/IEC 17000:2004 適合性評価 - 用語及び一般原則

ISO/IEC17065 : 適合性評価 - 製品、プロセスおよびサービス認証を実行する認証機関のための要求事項

この規格の目的のために、ISO/IEC ガイド 2 および ISO9000 が定める関連定義が、下記の定義と共に適用される。

ISO 19011:2011 : 品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針

PEFC ST2002 「林産品の CoC - 要求事項（以後、CoC 規格と呼ぶ）」 (www.pefc.org より入手可)

PEFC ST 2001 「PEFC ロゴ使用規則 - 要求事項（以後)PEFC ロゴ使用規則と呼ぶ」 (www.pefc.org より入手可)

3 用語と定義

この文書の目的のために、ISO/IEC17000:2004、ISO/IEC17065 および CoC 規格が適用される。

3.1

CoC 規格 (chain of custody standard)

PEFC ST2002 : 林産品の CoC-要求事項

3.2

顧客組織 (client organisation)

CoC 認証の申請をしているか、自社の CoC が認証を受けている組織であり、マルチサイト組織を含む。

注意書：この文書で使用する「顧客組織」という用語は、ISO/IEC17065 において使用される「供給者」と言う用語と同義である。

3.3

重大不適合 (major nonconformity)

CoC 規格中の一つまたはそれ以上の要求事項の実行または維持の欠如または不履行であり、該当 CoC の機能および効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、または、顧客組織による認証原材料の主張に関する信頼性に影響を及ぼすもの、或いはその両方。

注意書：重大不適合は、単独の不適合、または、全体として重大不適合を形成すると判断される複数の関連する軽微不適合であることがある。

3.4

軽微不適合 (minor nonconformity)

CoC 規格の要求事項に関する単一の不履行で、CoC の機能および効果に対するシステム上のリスクを招くことがない、または供給者による認証原材料の主張に関する信頼性に影響を及ぼすことがないもの、或いは、その両方。

3.5

観察事項 (observation)

不適合ではないが、審査チームによって改善の余地が確認された評価の判定。

4 一般的な要求事項

組織の COC 評価に用いられる基準は、最新版の COC 規格と必須事項である関連付属書および PEFC ロゴ使用規則にて解説されるものである。

4.1 法律および契約関連事項

ISO/IEC17065 の 4.1 項が規定するすべての要求事項が適用される。

4.1.1 認証機関が認証書類上に、または PEFC 認証制度に関連する目的で PEFC ロゴを使用する場合、その使用は PEFC 評議会または PEFC 評議会の認可を受けた各国認証管理団体が発行する有効なロゴ使用許可に基づかなければならない。

4.1.2 認証機関が認証書類上に PEFC ロゴを使用する場合、その認証書類上のロゴは顧客組織による COC 規格の順守を示すものであって、その顧客組織に対して PEFC ロゴ使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。

注意書：有効な PEFC 認証証書を有する組織は、PEFC 評議会または PEFC 評議会の認可を受けたその他の団体が発行する PEFC ロゴ使用契約書に基づき、PEFC ロゴ使用規則を順守しつつ、独自のロゴ番号を付した上で「製品上」または「製品外」使用をすることができる。

4.2 公平性の管理

ISO/IEC17065 の 4.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.3 債務と財政

ISO/IEC17065 の 4.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.4 非差別の条件

ISO/IEC17065 の 4.4 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.5 機密性

ISO/IEC17065 の 4.5 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

認証機関は、顧客組織が PEFC 評議会または各国認証管理団体に対する情報提供の義務を負うことを通知しなければならない。ISO/IEC17065 の機密性に関する要求事項を順守するために、認証機関は PEFC または各国認証管理団体に対して情報提供をする旨の同意を書面にて徴求しなければならない。

4.6 公開情報

ISO/IEC17065 の 4.4 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

5 構成上の要求事項

ISO/IEC17065 の 5 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6 資源に関する要求事項

6.1 認証機関の人員

6.1.1 総論

ISO/IEC17065 の 6.1.1 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.1.1.1 認証行為に携わる人員

認証機関は、契約書のレビュー、審査、認証の授与、審査員の監視などの主要な行為を実行するすべての審査員が、それらの行為に関連する適切な知識及び力量を有していることを確実にしなければならない。

6.1.1.2 審査員

認証機関は、審査員が ISO19011:2011 の 7.1、7.2.1、7.2.2、7.2.3.1、7.2.3.2 および 7.2.3.4 項に準じた人格、知識および技能を有していることを確実にするためのプロセスを文書化しなければならない。

6.1.1.2.1 教育

6.1.1.2.1 認証機関は、審査員が少なくとも、実行する COC 審査に関連する分野の林産品あるいは林産関連産業が盛り込まれるか、それに関連する補習コースを有する中等教育と同等の知識を有していることを確実にしなければならない。

注意書：中等教育とは、各国の教育制度において初等レベルの次の教育であるが、大学、またはそれに類する教育機関への入学前に終了しているものを言う。

6.1.1.2.1.2 林産品またはその関連産業に関する特殊教育は、この文書が求める教育と同等であることを認証機関が示す事が可能であれば、これらの産業部門における就業経験によって代替することができる。

注意書：林産品およびその関連産業には、林産品の製造、運送、流通、または、運送および貯蔵などが含まれる。

6.1.1.2.2 CoC の訓練

認証機関は、審査員が過去 2 年間に PEFC 評議会または各国認証管理団体が認める林産品の CoC に関する教育プログラムに参加したことを確実にしなければならない。

6.1.1.2.3 審査訓練

認証機関は、審査員が ISO19011 に基づく審査技能の訓練を問題なく終了していることを確実にしなければならない。

6.1.1.2.4 勤務経験

6.1.1.2.4.1 審査員の第一の資格として、認証機関は、審査員が最低 (3) 年間の林産品および関連産業における正社員 (full time) としての勤務経験を有することを確実にしなければならない。

6.1.1.2.4.2 就業経験の合計年数については、もし該当審査員が林産品または関連産業に関連する適切な高等教育を修了している場合は (1) 年間の削減が可能である。

注意書：高等教育とは、中等教育を提供する学校の終了に続く教育水準であり、第 3 ステージ教育、第 3 レベル教育、ポスト中等教育などとして言及される場合がある。

6.1.1.2.5 審査経験

6.1.1.2.5.1 審査員の第一の資格として、認証機関は、該当審査員が過去 3 年間に適格審査員の指導の下に少なくとも 4 社の CoC 審査を実行した経験を有していることを確実にしなければならない。訓練中の CoC 審査の数については、林産品または関連産業部門の ISO9001 または 14001 審査の資格を有している場合 (2) 件の削減が可能である。

6.1.1.2.5.2 審査員の質を維持するため、認証機関は、審査員が年あたり最低 (5) 件の外部審査を実行したことを確実にしなければならない。この中には、少なくとも (2) 件の CoC 審査を含まなければならず、また、総審査件数は、少なくとも (7) 人日の審査業務を含まなければならない。

6.1.1.2.6 力量

6.1.1.2.6.1 認証機関は、審査員が下記の分野における知識および技能を適用する力量を有することを確実にしなければならない。

- a) 審査の原則、手順、およびテクニック (ISO19011 の 7.2.3.2.a 項を参照) :
審査員がこれらを他の審査にも適切に適用し、審査が一貫した体系的な方法で実行できる様にするため
- b) 組織の規模、構造、機能、取引関係、全般的なビジネスプロセス、顧客組織に関する知識、および組織内の使用言語など文化・社会的な慣習を含む組織の状況 (ISO19011 7.2.3.2.c 項を参照) :
審査員が組織の業務の文脈を理解するため。
- c) 林産原材料の調達および出処に問題がある原材料の回避に関連する国際法、各国独自の森林統制や法の執行などで、あてはまるもの :

審査員が顧客組織の供給者との契約関係を理解し、顧客組織による出処に問題がある原材料の調達回避の手順に関する評価を可能にするため。この分野における知識と理解は、下記をその範囲に含めなければならない。

- 契約書や合意書
- 非認証原材料の原産国の森林統制や法体制
- 林産品の貿易に関する国際条約（CITES）

6.1.1.2.6.2 認証機関は、審査員が林産品の COC の下記の分野に関する用語、知識、理解および技能を適用する力量を示すことを確実にしなければならない。

- a) CoC 規格の原則および要求事項
- b) 特定部門の製品、プロセス、慣習、および適用された原材料のフロー、計測、および、管理方法
- c) 林産品および関連産業へのマネジメントシステムの適用、および、それらの構成部分間の相互作用
- d) 権限、安全、文書、データおよび記録の配布と管理のための情報システムおよび技術
- e) PEFC およびその他の製品ラベルと主張の適用、および
- f) 関連するリスク評価法と指標を含む、出所に問題がある原材料の調達を回避する方法の適用

6.1.1.2.6.3 認証機関は、COC 審査員の使用頻度やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査の立合い、審査報告書のレビュー、顧客組織の意見などの方法を活用して、審査員の年次モニタリングの証拠書類を提出しなければならない。特に、認証機関は訓練の必要性を見極めるために、その成績に照らした要員の力量に関するレビューをしなければならない。

6.1.1.3 審査チーム

審査チームは、5.2 項に定める要求事項を満たす審査員（単数または複数）によって構成しなければならない。場合によっては、特定の分野に求められる審査の力量を補うために、適切なテクニカル専門技能を提供するテクニカル専門員が要求されることもある。

6.1.2 認証プロセスに携わる人員の技量の管理

ISO/IEC17065 の 6.1.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.1.3 人員との契約

ISO/IEC17065 の 6.1.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.2 評価のための資源

ISO/IEC17065 の 6.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7 プロセスに関する要求事項

7.1 総論

ISO/IEC17065 の 7.1 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.2 申請

ISO/IEC17065 の 7.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.2.1 顧客組織は、CoC 認証の申請の一部として少なくとも下記の情報を提供しなければならない。

- a) 企業体、名称、住所、および法的な地位
- b) CoC 規格 4.3 項の定めに従った、顧客組織の文書化された CoC 手順
- c) CoC の対象範囲に含まれる製品の記述的な確認、および
- d) マルチサイト認証の場合、CoC の対象範囲に含まれるサイト (CoC 規格)

7.2.2 CoC の対象範囲に含まれる製品について、顧客組織は CoC 規格の選択的 requirement の適用に関して少なくとも下記の情報を提供しなければならない。

- a) CoC の方式
- b) 認証率の計算方法
- c) 認証率の生産品への振替
- d) 適用した由来の定義
- e) 意図に基づく PEFC ロゴ使用規則の適用* (*訳注：ロゴ使用は認証企業の意図による)

7.2.3 マルチサイト認証のケースで、顧客組織が様々な製品また様々なサイトにおいて異なる CoC 方式 (a-e) を適用している場合、申請は個々の製品またはサイトに関して a) から e) が定める情報を別々に盛り込まなければならない。

7.3 申請のレビュー

ISO/IEC17065 の 7.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.3.1 認証機関は、審査行為の遂行と日程に関する合意の基盤を作るために、審査ごとの審査計画が確実に立てられるための手順を文書化しなければならない。その審査計画は、顧客組織に伝えられ、また、顧客組織との間に日程に関する事前の合意が取り付けられなければならない。

注意書：審査計画の準備のための手解きは、ISO19011 の 6.3.2 項が提供する。

7.3.2 マルチサイト認証の場合は、審査計画はサンプルの対象となるサイトを列挙しなければならない。

7.3.3 認証機関は、審査チームのリーダーを含む審査チームの選考および任命のための手順を文書化しなければならない。

注意書：審査チームのリーダーを含む審査チームの選考および任命のためのガイダンスは、ISO19011 の 6.2.1 項および 6.2.4 項が提供する。

7.3.4 認証機関は、ISO19011 の 6.3.1 項に従って、CoC 文書と審査基準との適合性を判定するため、現場審査の前に顧客組織の文書（7.2.b 項参照）をレビューしなければならない。

7.4 評価

ISO/IEC17065 の第 7.4 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.4.1 CoC 審査の適用範囲は下記である。

- a) CoC 規格および原材料の由来の定義を含む関連付属書の要求事項と顧客組織の CoC プロセスとの適合性およびその効果的な実行に関する判定をする、
- b) 顧客組織のマネジメントシステムと CoC 規格の要求事項との間の適合性およびその効果的な実行に関する判定をする、
- c) （当てはまる場合）問題がある出处からの原材料の回避に関する要求事項（CoC 規格の DDS 要求事項）と顧客組織の CoC プロセスとの間の適合性およびその効果的な実行に関する判定をする、
- d) 顧客組織と PEFC ロゴ使用規則との間の適合性およびその効果的な実行に関する判定をする
注意書：PEFC ロゴおよび PEFC 認証主張の使用状況は、年次審査や再認証の審査に際しての評価の対象となる、
- e) 顧客組織の CoC に関して改善の可能性がある分野を確認する。

7.4.2 認証機関は、CoC の初回審査を ISO19011 の 6.4 項にある関連ガイダンスに従って実行しなければならない。初回の審査および再認証の審査は、現場で実行しなければならない。

7.4.3 認証機関は、審査時間を決定するための手順を文書化し、審査員や技術的専門家からの具申に基づき、顧客組織ごとにその CoC を完全かつ効果的な審査計画、実行するために必要な時間を定めなければならない。認証機関が定めた審査の時間およびその理由は記録しなければならない。現場審査に対する最低必要時間は規模が極小である組織の場合を除き、0.5 人日である。

注意書：規模が極小である組織とは、従業員が 10 人以下であり、年間売上またはグローバルな決算額が 2 百万ユーロまたはそれに該当する当該国の通貨による相当額以下である組織である。

7.4.4 審査時間の決定に際して、認証機関は多くの事項の中でも特に下記の側面を勘案しなければならない。

- a) CoC 規格の要求事項
- b) 顧客組織の業務の規模および複雑性、生産バッチに含まれる製品の種類および生産ラインの数、およびそれらの整合性

- c) 出処に問題がある原材料の調達リスクが高い状態を生む可能性がある供給品の程度・範囲
- d) PEFC ロゴ使用行為の程度・範囲
- e) CoC 規格の範囲に含まれる生産行為の外注
- f) 顧客組織のマネジメントシステムに関わるものも含めた過去の審査結果
- g) サイトの数およびマルチサイトに関する考慮

7.4.5 評価報告者は、顧客組織の組織、プロセス、生産バッチおよびその製品に関して、CoC の対象となる部分を確認しなければならない。

7.4.6 評価報告書は適用された認証基準を明示しなければならない。例えば、顧客組織の CoC に適用される下記を含む CoC 規格やその部分。

- a) CoC の方式 (CoC 規格の 4 項および 5 項) 、
- b) 認証率の計算方法、
- c) 認証率の生産品への振替、
- d) 適用した由来の定義、
- e) PEFC ロゴ使用規則、および
- f) 出処に問題がある由来を持つ原材料の回避に関する要求事項

7.4.7 もし製品・生産バッチごとに適用した認証基準が異なる場合、それぞれの製品・生産バッチごとに別々に 7.4.6 項で解説されたことを明示しなければならない。

7.5 レビュー

ISO/IEC17065 の第 7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.6 認証の決定

ISO/IEC17065 の第 7.6 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.6.1 審査の所見は、重大不適合、軽微不適合および観察事項、として分類しなければならない。

7.6.2 重大不適合および軽微不適合は是正されなければならない、是正行為は認証や再認証を授与する前に認証機関による検証を受けなければならない。

7.6.3 年次審査において確認された重大不適合および軽微不適合は、組織による、不適合解消のための是正処置を伴わなければならない。日程を含む是正処置の計画は、認証機関によるレビューの上、容認されなければならない。年次審査において確認された重大不適合の是正と認証機関によるその検証の完了のための時期・時間は認証機関自身の規則に従うが、3 か月を超えてはならない。軽微不適合の是正処置は、遅くとも次回の年次審査の期間中に検証されなければならない。

7.6.4 初回審査、年次審査、および、再認証審査において確認された不適合に関するすべての是正処置は、認証機関による現場検証、またはその他の適切な検証方法による検証を受けなければならない。

7.7 認証書類

ISO/IEC17065 の第 7.7 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.7.1 認証書類は少なくとも下記の情報を盛り込まなければならない。

- a) 認証機関の身元情報
- b) 顧客組織またはその CoC 認証の対象である部分の名称および住所
- c) 授与された認証の範囲 (7.2.2 項参照)
- d) 認定機関が指定する認定マーク (当てはまる場合は、認定番号を含む)、認証の授与、延長、または更新の日付、および有効期限、または、再認証の期限日。(12.2.6 項参照) 認証書上の日付は認証の決定日より前であってはならない。

7.7.2 認証範囲は少なくとも下記情報を含まなければならない。

- a) 適用された CoC 規格
- b) 適用された CoC 方式
- c) CoC の対象製品

7.7.3 各国の認証制度の CoC 規格が国際 CoC 規格と異なる場合、その CoC 認証書は常にその制度の CoC 規格名に加えて、国際 CoC 規格名を盛り込まなければならない。(例えば、PEFC テクニカル文書の「PEFC ST 2002:2010 林産品の CoC – 要求事項」)

注意書：CoC 規格名は、審査に適用された CoC 規格であり、さらに認証が授与された時点において有効であったものでなければならない。CoC 規格が改正された場合に、いちいち新しい認証書を発行する必要性を避けるために CoC 規格名は、(その時点で) 有効な CoC 規格に加えられた修正内容が呈示されている PEFC 評議会のウェブサイトと言及した上で「改正を反映する (as amended)」旨の文言を盛り込まなければならない。

7.7.4 原材料の由来に関して、個々の製品ごとに異なる定義を使用する場合は、それぞれの製品ごとに認証書類の適用範囲 (12.2.2.b 項) が確認されなければならない。認証書の付属書に認証の適用範囲が記述されている場合は、その認証書は、不可欠な部分としてその付属書に言及しなければならない。

7.7.5 顧客組織からの要求に基づき、認証機関は国際的な共通言語で、または、少なくとも英語で認証書を発行しなければならない。

7.7.6 認証書は最長で 5 年の期間有効である。

7.7.7 認証機関は、発行した認証書の有効期間および適用範囲に関する情報を公開しなければならない。

注意書：認証機関のウェブサイトは、この情報の公開について、適切かつ認められた方法である。

7.7.8 認証の授与、一時停止、解消、または適用範囲の変更に際しては、認証機関は関係各国認証管理団体 (NGB)、または、NGB が国内に存在しない国においては PEFC 評議会宛に直ちに報告しなければならない。

7.8 認証製品の名簿

ISO/IEC17065 の第 7.8 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.9 サーベイランス

ISO/IEC17065 の第 7.9 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.9.1 サーベイランス審査は少なくとも年に一度実施されなければならない。

7.9.2 サーベイランスは顧客組織の敷地において実行されなければならない。顧客組織の敷地における現場サーベイランス審査は、下記の場合、文書や記録のレビューなど他のテクニックによって代替することが出来る。しかし、前回の現場サーベイランスとの間隔は、2年を超えてはならない。

- a) 採用された審査のテクニックが、認証を受ける主体による認証基準への適合について十分な信頼性を与えるものであることを認証機関が示すことが出来る。
- b) 顧客組織の規模が極小である。
- c) 前回の初回審査、サーベイランス審査、または再認証審査において不適合が指摘されなかった。
- d) 該当顧客組織の調達品に高リスクな供給品が含まれない。
- e) 顧客組織が、CoC 規格によって保管が求められているすべての個別記録、または、認証機関がそれによって独立サンプリングを打ち立てることが可能となるすべての記録のリストを認証機関に提供する。

7.9.3 提出された記録によって、顧客組織が前回の認証、サーベイランスまたは再認証の審査以来認証原材料を調達しなかった、または、認証主張をしなかったことが十分示される証拠となる場合は、現場サーベイランス審査を回避し、その他の審査テクニックによる代替をすることが可能である。しかしながら、前回の現場サーベイランスとの間隔は、二年を超えてはならない。

7.9.4 サーベイランスおよび再認証の審査に必要な最小時間は、10.2.1 項および 10.2.2 項で定める初回審査と同様である。

7.10 認証に影響を及ぼす変更

ISO/IEC17065 の第 7.10 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.11 認証の終了、縮小、一時停止または解約

ISO/IEC17065 の第 7.11 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.12 記録

ISO/IEC17065 の第 7.12 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.13 苦情と提訴

ISO/IEC17065 の第 7.13 項に定められるすべての要求事項が適用される。

8 マネジメントシステムに関する要求事項

ISO/IEC17065 の第 8 項に定められるすべての要求事項が適用される。

付属書 1ー PEFC 評議会が容認する認定

PEFC 評議会は、CoC 認証が、IAF による製品認証のための国際相互承認協定 (MLA) または、欧州認定機関協力 (EA)、米州認定機関協力機構 (IAAC)、太平洋認定協力機構 (PAC)、南部アフリカ開発共同体 (SADCA) など IAF の地域認定グループに署名する認定機関による認定を受けた認証機関によって実行されることを要求する。

認定の適用範囲は、明確に (その時点で) 有効な PEFC-CoC 規格 (PEFC テクニカル文書 PEFC ST 2002:2010 : 林産品の CoC – 要求事項) または PEFC 評議会によって採択され、それ以降 PEFC 評議会の公式ウェブサイト www.pefc.org 上に提示されるその修正、またはその両者に関する言及を含まなければならない。

また、認定の適用範囲は、該当の認証機関の認定評価の基準となった ISO/IE17065、この文書、およびその他の要求事項を明示しなければならない。

付属書 2-1 認証機関の PEFC 公示

(この要求事項は、認証機関の認定には適用されない。)

PEFC が承認する CoC 認証業務を営む認証機関は、PEFC 評議会、またはその認証機関が業務を営む特定の国の PEFC 認可を受けたその他の団体による公示を受けなければならない。

PEFC 公示は、認証機関が、PEFC が承認する有効な認定を受けていることを要求する。(この文書の付属書 1 を参照) 認証機関は、PEFC 評議会または関係 PEFC 認可団体に対し、PEFC 評議会または関係 PEFC 認可団体が定める処に従って、授与した認証に関する情報を提供しなければならない。

注意書：授与された認証情報には、通常、認証書の保有者の身元情報、授与された認証の適用範囲、PEFC 公示料金を決めるための顧客組織の年間売上額が含まれる。

PEFC 公示は、PEFC 評議会または関連 PEFC 認可団体が定める PEFC 公示料金の支払いを認証機関に対して請求することを許容する。

付属書 3— マルチサイト CoC 認証

(CoC 規格の付属書 3)

0 序論

0.1 この付属書は、生産拠点網（サイトのネットワーク）を有する顧客組織の CoC 審査と、認証についてリストに掲載された全サイトを通じた顧客組織の CoC と CoC 規格との間の適合性審査が、適切な信頼を提供し、また経済面および運営面において実務的かつ実行可能であることを確実にすることをその目的とする。

1 マルチサイト顧客組織に関する適格性基準

1.0.1 諸々の定義を含むマルチサイト顧客組織に関する適格性基準は、CoC 規格の付属書 3 に含まれる。

1.0.2 CoC 規格の付属書 3 の要求事項に加えて、マルチサイト顧客組織は、本部を含むすべてのサイトからのデータを収集、分析する能力、およびすべてのサイトに及ぼす権限、さらに、必要な場合は変更を主導する権限を示すべきである。それらのデータには、これに限定されないが、下記の項目がある。

- a) CoC 文書および CoC の変更
- b) マネジメントによるレビュー
- c) 苦情
- d) 是正処置の評価
- e) 内部監査の計画と審査結果の評価
- f) 出処に問題がある原材料の回避に関する種々の法的な要求事項

1.0.3 CoC 規格の付属書 3 との関連において、CoC 認証の取得およびその維持のみを目的に互いに独立した法人のグループとして設立されたマルチサイト顧客組織は、典型的な小規模企業のみによって構成されていなければならない。

2 認証機関に関する適格性基準

2.0.1 認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、この付属書と CoC 規格の付属書 3 が規定する適格基準に関する情報を顧客組織に提供しなければならない。万一、マルチ組織に関する適格基準が満たされない場合は、評価に取り掛かるべきではない。認証機関は、評価のプロセスを開始する前にこれらの適格基準に関する不適合が審査中に発覚した場合は、認証書が発行されないことを顧客組織に伝えるべきである。

2.1 契約書のレビュー

2.1.1 認証機関の手順においては、当初の契約のレビューにより、認証の対象となる CoC の範囲に含まれる行為の複雑性と規模、およびサンプリングのレベルを決定する根拠としてのサイト間のあらゆる相違が確認されることを確実にしなければならない。

2.1.2 認証機関は、認証を遂行する上で契約上の相手である顧客組織の本部機能を確認しなければならない。契約による合意は、認証機関によるマルチサイト顧客組織のすべてのサイトにおける認証活動を可能にするものでなければならない。

2.1.3 認証機関は、個々のケースごとに組織のサイトが、同一方法による CoC の実行が可能となる同じ原材料のフローをどこまで有しているかについて、分析しなければならない。マルチサイト顧客組織に含まれるサイトの類似性は、サンプリングの手順を適用する際に考慮されなければならない。

2.1.4 認証機関は、2.1.1 項、2.1.2 項、および 2.1.3 項が要求する行為が実行されたかどうかを示す記録を保持しなければならない。

2.2 審査

2.2.1 認証機関は、マルチサイトの審査を処理するための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場審査などを含むその審査手順においては、認証機関が CoC の要求事項が実際に全サイトにわたって適用され、また、付属書 3 を含む CoC 規格のすべての基準が順守されていることに納得する方法を確立しなければならない。

2.2.2 ネットワークの評価・サーベイランスに複数の審査チームが関与する場合は、認証機関は、すべての審査チームの審査結果を統括し、総合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。

2.3 不適合

2.3.1 顧客組織の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかのサイトにおける不適合が発見された時は、その他のサイトがそれによる影響を受けるかどうかを判断する調査を実行しなければならない。それ故、認証機関は、それらの不適合がすべてのサイトにもあてはまる CoC の全般的な不具合を示すものかどうかを判断するために、顧客組織に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。もしそうであると判断された場合は、是正行為が本部および個々のサイトにおいても実行されるべきである。万一、そうでないと判断された場合は、顧客組織は、認証機関に対し、そのフォローアップに制限付けをする正当な理由を示すことが可能でなければならない。

2.3.2 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、コントロールの再構築について納得するまでサンプリング度数を増加しなければならない。

2.3.3 決定のプロセスにおいて、いずれかのサイトに不適合があった場合、認証機関は、十分な是正処置が取られるまでの間、マルチサイト顧客組織全体に対する認証を拒まなければならない。

2.3.4 単一のサイトにおける不適合の存在によって起きた障害の解決を目的として、顧客組織が認証プロセスの期間中に「問題」のサイトを認証の対象から除外することを要求することは認められない。

2.4 認証書

2.4.1 認証書は、顧客組織の本部の名称と住所宛てに1通発行しなければならない。認証書に関連するすべてのサイトのリストが、認証書上、または付属書、または証書上に言及するその他の形式で作成されなければならない。認証書上の適用範囲、またはその他の言及は、認証された行為がリスト上のサイトのネットワークによって実行されていることを明確にしなければならない。

もし個々のサイトが異なる CoC の方式や原材料の由来に関する定義を適用する場合は、該当する CoC 規格が適用されたことを認証書上、または個々のサイトに関する付属書上に明示しなければならない。

2.4.2 子証書 (sub-certificate) は、原証書と同様の適用範囲、またはその適用範囲の子適用範囲 (sub-scope) を対象とし、さらに原証書への明確な言及があれば、組織の個々のサイトに関して発行することが可能である。

2.4.3 本部、またはサイトが認証書の維持に必要な基準を満たさない場合、該当認証書は全体的に無効となる。(上記 2.2 項を参照)

2.4.4 サイトのリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、組織に対し、(サイトの)閉鎖、開設、行為内容の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。その様な情報の通達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従ってしかるべき措置を取らなければならない。

2.4.5 サーベイランスまたは再評価の結果として既存の認証書にサイトを追加することは可能である。認証機関は、新しいサイトの追加に関する手順を有していなければならない。

注意書：特別の業務遂行を目的に組織が建造した一時的なサイトは、マルチサイトの業務の一部として扱うことはできない。その様なサイトにおいて実行された行為からのサンプリングは、あくまでも CoC 認証の対象である恒常的な事務所による行為の確認を目的とするものであり、その一時的なサイト自体を認証するものではない。

3 現場審査のサンプリング

3.1 方法論

3.1.1 サイトのサンプリングが、マルチサイト組織による CoC 要求事項への適合に関する十分な信頼を得るために適切である場合は、認証機関は現場審査に関するサンプリングを利用することが出来る。該当認証機関は、サイト間の相違や CoC の実行が確実に査定されるために、該当現場審査に関するそのサイトの選定については正当な理由を示す事が出来なければならない。

3.1.2 初回審査、サーベイランス審査、または再認証審査のためのサンプルは、異なる CoC 方式を採用しているサイトについては区別して決定しなければならない。(物理的分離方式とパーセンテージ)

ジ方式) サンプルは、CoC 認証の対象となるサイトのプロセスや行為における差異を代表するものでなければならない。

3.1.3 サンプルは、一部については下記に定める要素に基づく選択可能なもの、その他は選択的不可可能なものとするべきであり、結果的に異なる一連のサイトが選択され、かつランダム的な要素が排除されないようにするべきである。

3.1.4 サンプルの少なくとも 25%はランダムに選択するべきである。

3.1.5 残りのサンプルに関しては、下記の基準を考慮して、認証書の有効期間にわたって選択されたサイト間の差異が出来る限り大きくなる様に選択しなければならない。

3.1.6 サイトの選択基準は、下記の要素を盛り込まなければならない。

- a) 内部監査、または前回の認証審査の結果
- b) 苦情、または関連する是正および予防処置の側面の記録
- c) サイトの規模および生産プロセスにおける重要な違い
- d) 適用された CoC 方式の違い
- e) 前回の認証審査以来の変更
- f) 地理的な分散

3.1.7 この選択は、評価のプロセスの開始にあたって実行する必要はない。本部の審査が完了した際に実行されても良い。いずれにしても、本部はサンプルの一部となるサイトに関する情報を知らされなければならない。この通知はやや直近になっても構わないが、審査の準備のための適切な時間を許すものでなければならない。

3.1.8 本部は、初回審査、サーベイランス、再認証などの審査ごとにサンプルの1つとして審査されなければならない。

3.2 サンプルのサイズ

3.2.1 認証機関は、マルチサイト顧客組織の評価と認証の一環としてサイトを審査するときに取り上げるサンプルを決めるための手順を文書化しなければならない。この際には、この付属書に解説される要素が考慮されるべきである。

3.2.2 サンプル数について、認証機関の手順を適用した結果が下記に定めるガイダンスの適用による結果より少ない場合、認証機関は、これを正当化する理由を記録し、それが承認された手順に従った業務であることを示さなければならない。

3.2.3 下記の要求事項は、従業員数が 50 名以下である各々のサイトによる低および中リスク行為の事例に基づいたものである。審査ごとに訪問を受けなければならないサイトの数の最少値は、下記である。

初回審査：サンプルのサイズは遠隔サイト数の二乗根とするべきである。端数切り上げ：

$$(y=\sqrt{x}) \text{ 端数切り上げ}$$

サーベイランス審査：年次サンプルのサイズは遠隔サイト数の二乗根に係数 0.6 を掛けたものとするといふ。 $(y=0.6\sqrt{x})$ 端数切り上げ

再審査：サンプルのサイズは、初回審査と同様にすべきである。しかし、CoC のシステムが過去 3 年以上効果的であったことが判明した場合、サンプルのサイズは係数 0.8 による削減が可能である。例： $(y=0.8\sqrt{x})$ 端数切り上げ。

3.2.4 認証機関が、認証の対象である品質マネジメントの対象範囲に含まれる行為について行うリスク分析によって、下記の要素に関して特別な環境が示された場合は、サンプルのサイズを増加しなければならない。

- a) サイトのサイズと従業員数
- b) 原材料と CoC 方式の複雑性と違い
- c) 適用する CoC 方式と原材料の由来の定義に関する違い
- d) 出処に問題がある原材料の調達リスクのレベル
- e) 苦情および是正・予防処置のその他の関連側面の記録
- f) 多国籍性に関する側面
- g) 内部監査の結果

3.3 審査時間

3.3.1 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針に関して、マルチサイト審査に費やす時間の正当な理由を示す事が可能でなければならない。

3.3.2 初回審査、年サーベイランス審査、および再審査の一環として個別サイトごとに費やす最低限の審査時間は、10.2.1 項の定める初回審査と同様である。CoC 規格の中で、本部においてのみ審査された項目でサイトに関連しないものを考慮した削減も可能である。

3.3.3 本部については、削減は許容されない。

3.4 追加サイト

3.4.1 すでに認証を受けたマルチサイトのネットワークに新たに追加されたサイトのグループを適用する場合、各々の新しいサイトグループは、サンプルサイズの決定にあたって独立した一つのセットと考えるべきである。その新規グループを認証書に含めた後は、それらの新しいサイトは、以後のサーベイランス訪問または再評価審査のサンプルサイズの決定にあたり、既存のサイトグループに組み込まれるべきである。